



府食第308号

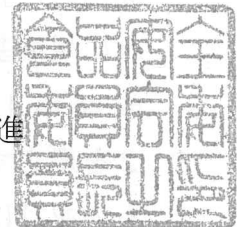
平成25年4月15日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年4月9日付け厚生労働省発食安0409第1号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

以下の1から3までに掲げる事項については、法令上の整理又は試験法の変更に關するものであり、管理措置が適正に実施される場合にあっては、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

また、以下の4及び5に掲げる事項については、各項目において示す理由により、改正後の規格基準が順守される限りにおいて、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 飲用適の水の規定の法令上の整理について

- (1) 現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において規定されている「飲用適の水」の基準を「食品一般の製造、加工及び調理基準」において規定し、その名称は「食品製造用水(仮称)」とすること。

なお、その際、同じく各条中の他の複数の個別食品の製造基準等並びに乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において規定されている「飲用適の水」の名称を「食品製造用水(仮称)」とすること。

- (2) 現行の「飲用適の水」に表で規定されている化学物質等の項目に係る試験法を

削除し、通知で示すこと。

2. 清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び基準設定項目の見直しについて

(1) 現行の「ミネラルウォーター類」について、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」と、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」に区分し、それぞれに規格基準を設定すること。ただし、化学物質等の成分規格については、平成 25 年 4 月 9 日付け厚生労働省発食安 0409 第 1 号の別添 2 の別紙 1 及び別紙 2 を規定するものに限り、そのうち、2 (2)、4 (1) 及び (2) に定めるもの並びに亜鉛、鉄及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）に関するものを除く。

(2) 改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」について、製造基準は、「殺菌、除菌を要する」とされている現行の「ミネラルウォーター類」の規定（原水に規定されている化学物質等を除く）を維持し、成分規格は、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において原水基準とされている以下のア及びイの化学物質等の項目を規定すること。

ア. (2) の整理の際に、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）について、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格において規定しないこと。

イ. (2) の整理の際に、改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格において、有機物等（全有機炭素）を規定すること。

(3) 現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において原水に規定されている化学物質等に係る試験法を削除し、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格に係る試験法として通知で示すこと。

(4) 改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の製造基準において原水に規定する一般細菌及び大腸菌群に係る検体採取及び試料調製並びに測定法又は試験法を規定すること。

(5) 改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」について、製造基準は、

現行で「殺菌、除菌を要しない」とされている「ミネラルウォーター類」の規定（原水に規定されている化学物質等を除く）を維持すること。

（６）現行の「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等に係る試験法を削除し、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格に係る試験法として通知で示すこと。

（７）改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の製造基準において原水に規定する一般細菌、大腸菌群、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿菌に係る検体採取及び試料調製並びに大腸菌群に係る試験法を規定すること。

（８）現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準における原水（飲用適の水）に係る規定を削除し、原料として用いる水として、水道水の他に「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格等を満たす水を規定すること。

３．清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格の見直しについて

（１）清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズ又はパツリンに係る試験法を削除し、通知で示すこと。

４．清涼飲料水の規格基準の枠組みの見直し及び基準設定項目の見直しについて

（１）現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、塩素イオン、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、フェノール類、pH 値及び有機リンについて、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格において規定しないことについて

（理由）

① 塩素イオン、蒸発残留物、フェノール類、pH 値は、これらの項目が性状関連項目であり、味、臭気、色度、濁度の規格により担保できるものであることからリスクの程度は変わらないため。また、これまでこれらの項目に起因する健康影響は報告されていないため。

② 有機リンについては、食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度

に基づき、清涼飲料水を含む食品一般の成分規格において個別の有機リン系農薬が規制され、その安全性が担保できるため。

- ③ 陰イオン界面活性剤については、「原料として用いる水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。ただし、別途成分規格等が設定されている場合にあっては、この限りでない。」旨が規定され、その安全性が担保できるため。

- (2) 「改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」について、成分規格は現行の「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等の項目を規定する際に、現行の「ミネラルウォーター類」の製造基準において原水に規定されている化学物質等のうち、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）について、改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格において規定しないこと。」について

(理由)

有機物等は性状関連項目であり、今後、通知で規定されることとなっている味、臭気、色度、濁度の規格により担保できるものであることからリスクの程度は変わらないため。また、これまでこれらの項目に起因する健康影響は報告されていないため。

- (3) 「改正後の「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の製造基準において、泉源の衛生性等に関する規定を設けること。」について

(理由)

現行の製造基準と効果が同等以上の内容を規定するものであるため。

5. 清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格の見直しについて

- (1) 「清涼飲料水一般及び粉末清涼飲料の成分規格において規定されているスズの基準を缶入りのものに限定して適用すること。」について

(理由)

容器包装の観点で設けている本規制の対象範囲の適正化を図るものであり、缶以外からの曝露は考えられず、適切な管理が行われる限りにおいて、リスクの程度は変わらないと考えられるため。